

お知らせ Pick up ピックアップ

令和2年分 所得税の確定申告・令和3年度 市県民税の申告
相談・受付は時間ごとに人数制限を設けます☎ 所得税の確定申告…竜ヶ崎税務署 ☎66-1303
市県民税の申告…市課税課 ☎内線1243

令和2年分(令和2年1月1日から12月31日まで)の所得税の確定申告と、令和3年度(令和2年分)市県民税の申告の相談・受付をします。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受付人数を時間ごとに制限します。

受付期間 **2月16日(火)～3月15日(月)**の平日
9:00～16:00(番号札は8時から配布)

会場 ▶ 取手勤労青少年体育センター(市役所裏体育館)
▶ 藤代庁舎※2月21日(日)のみ

※2月21日藤代庁舎、28日取手勤労青少年体育センター(市役所裏体育館)各日曜日に限り、9時から12時まで受け付けます(右表★参照)。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大状況などによっては、相談・受付を中止する場合があります。

所得税の確定申告のうち、青色・損失申告、雑損控除の申告、譲渡所得の申告、譲渡損失の繰越申告、配当所得の申告、令和2年分以外の申告などは、市役所ではできません。竜ヶ崎税務署でご相談ください。

種類	日程	会場
出張	1月 29日(金)	福祉会館(市民会館隣)
	2月 2日(火)	戸頭公民館
	3日(水)	井野公民館
	4日(木)	おもんま小文間公民館
	5日(金)	高須公民館
通常	8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)	藤代庁舎
	16日(火)～19日(金)	取手勤労青少年体育センター
	★21日(日)	藤代庁舎
	2月 22日(月)・24日(水)～26日(金)	取手勤労青少年体育センター
	★28日(日)	
3月 1日(月)～5日(金) 8日(月)～12日(金) 15日(月)		

確定申告期間前に所得税の還付申告と市県民税申告を受け付けます。

所得税の確定申告 ☎ 竜ヶ崎税務署 ☎66-1303

令和2年分の所得(各種所得の合計額)と所得税額を計算し、源泉徴収された税額などの過不足を精算する手続きです。

給与所得だけで年末調整がお済みの方、給与収入額が103万円以下の方、所得合計額が48万円以下の方は原則として申告の必要はありません。ただし、市県民税の申告が必要な場合があります。

◆還付を受けるには

2年中に所得税を源泉徴収され、次に該当する方は、確定申告で所得税が還付されることがあります。

- ・年末調整を受けていない方
- ・源泉徴収票の記載内容の他に、各種所得控除の適用を受ける方

◆公的年金等の受給者は確定申告が不要な場合があります

以下の全ての条件を満たす方は、所得税の確定申告が不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計が400万円以下
 - ②①の公的年金等の全部が源泉徴収の対象
 - ③公的年金等の雑所得以外の所得が20万円以下
- ※ただし、還付申告ができる場合や、市県民税の申告(右記参照)が必要な場合があります。

▶ 1月下旬に確定申告の申告用紙を下記の場所に配置します

配置 竜ヶ崎税務署・市課税課・藤代総合窓口課

◎前年に所得税の確定申告をした方には、竜ヶ崎税務署から申告用紙またはお知らせの通知を発送します。申告内容によっては、発送しない方がいます。

市県民税の申告 ☎ 市課税課 ☎内線1243

令和3年度の市県民税を計算するため、所得税の確定申告が不要な方でも、次に該当する方は市県民税の申告が必要な場合があります。

- ・確定申告は不要だが、所得控除などを追加したい方
- ・所得がなく誰の扶養にも入っていない方(遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみで、誰の扶養にも入っていない方も含む)、別世帯の誰かの扶養に入っている方
- ・勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方
- ・配当所得や株式等譲渡所得等の申告で、所得税とは異なる課税方式を選択する方

▶ 1月下旬に市県民税の申告用紙を配置・発送します

配置 市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などは配置しません。

発送 前年に市県民税の申告をした方には申告用紙を発送します。

▶ パソコンで市県民税の申告書を作成できます

市ホームページ(「申告書の作成」で検索)で、申告書の作成や税額の試算ができます。令和3年度(令和2年分)の入力は2月上旬から可能です。

提出方法 郵送：完成した申告書を印刷し、下段の必要書類とともに〒302-8585寺田5139課税課宛て

※システム上からのデータ送信や、所得税の確定申告書、収支内訳書、分離課税分(譲渡所得など)・元年度(平成30年分)以前の市県民税の申告書の作成はできません。

申告に必要な持ち物は申告の内容によって異なります

- 印章(認め印可)
- 還付申告の方は振込先金融機関の口座番号が分かるもの
- 税務署や市役所から送付された書類(申告用紙やお知らせの通知など)
- 所得金額を証明する書類
給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本)、個人年金などの支払金額と必要経費が分かるもの、報酬の支払調書 ほか
- 収支内訳書 事業所得や不動産所得がある方は収入と経費が分かるもの
- 各種控除に必要な証明書・領収書
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書(5ページ参照)、社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 医療費控除の明細書※領収書での受け付けはできません。
- セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- 寄付金の受領証、その他参考となるもの(障害者手帳など)
- 個人番号(マイナンバー)の分かるものと本人確認書類

☎ 事前準備をお願いします

申告会場では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、収支内訳書や、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の作成スペースを設けません。事前に作成の上、持参してください。